



特集

あってよかった
マイナンバーカード

マイナンバーカードがあれば・・・

公的な身分証明書として使えます
券面に顔写真が入るので、免許証等と同様に
身分証明書として使うことができます。



オンラインでマイナポータルから転出や
e-Taxから確定申告の手続きができます。

マイナンバーカードの申請・更新について

- 住民課の窓口にて、マイナンバーカード申請用の顔写真を無料で撮影するサービスを引き続き行っています。ぜひご利用ください。
- 申請してから5回目の誕生日を迎える方には、更新の案内が国から郵送されます。内容を確認のうえ、更新手続きをお願いします。

マイナンバーカードの受け取りについて

- マイナンバーカードの代理交付を受けられる人の範囲が緩和されました。
次に例示する方は代理交付を受けられる対象となります。受け取りの際は必要書類を案内しますので、ご相談ください。
例) 身体障害、75歳以上の高齢者、成年被後見人・被保佐人・被補助人、施設入所者、長期入院者、要介護・要支援認定者、高校生以下の子ども、妊婦、長期出張者、海外留学等
- マイナンバーカード受け取りのご案内のハガキを紛失された方は住民課までご相談ください。

健康保険証の制度改正に伴って、マイナンバーカード関連の窓口が混雑することが予想されます。申請・更新や受け取りは早めにお済ませください。

⚠️ ご注意ください！

12月2日(月)から現行の保険証は 発行されなくなります

※12月2日(月)時点で有効な保険証は最大1年間有効です。
有効期限の記載がある場合は、その有効期限まで使用できます。

医療機関等を受診の際は マイナンバーカードをご利用ください



マイナンバーカードを保険証として利用するための
登録がまだの方は、次の2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを 保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う
- ④ 飛島村役場住民課



マイナ保険証をお持ちでない方へ

現行の保険証の有効期限が過ぎた後は…

資格確認書
が発行されます

資格確認書を使用し医療機関を受診してください

12月2日(月)以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。